



**甚目寺庁舎に
手話通訳者を配置しています**
火曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
木曜日 午前9時～正午
※上記以外の曜日、または甚目寺
庁舎以外でのご利用につきまし
ては、お問い合わせください。
問合先 社会福祉課
☎444・3135 FAX443・3555

✉shogai@city.ama.lg.jp



子育て

子育て応援
ファミリー・サポート・センター
依頼会員を募集します

子育てのお手伝い(お子さんの送
迎・一時預かり)をしてほしい方、地域
の方にお願ひしてみませんか？

登録説明会

日時 5月19日(水)

午前10時～11時45分

場所 甚目寺公民館

対象 生後6か月から小学校6年生

までのお子さんがいるあま市、また
は大治町内在住もしくは在勤の方
※妊婦さん、または生後6か月未満
のお子さんをお持ちの方も仮登録
可能。お問い合わせください。

※登録説明会への参加が必要です。
ご都合がつかない場合は事務局へ
お電話ください。

※説明会の無料託児有ります(4か
月から未就学児まで、要予約、定員
有ります)。託児利用をご希望の方
は開催日1週間前までに申込みが
必要です。

定員 8人

申込 説明会の3日前までに電話、
またはメールでお申し込みくださ
い。

メール申込 件名「説明会申込み」
本文に「氏名、電話番号、参加日、
託児の有無(有りの場合は名前、月
齢・年齢)」を記入して送信してくだ
さい。

問合先 あま市・大治町広域ファミ
リー・サポート・センター事務局
(甚目寺庁舎子育て支援課内)

☎462・0150

FAX 462・0160

✉ama-harufamisapo@clovemet.ne.jp



令和3年度夏休みの児童クラブ

利用申込を受け付けます

対象児童 保護者が労働等で昼間家
庭にいない市内の小学校に就学し
ている児童

※利用児童が定員を超えた児童クラ
ブは利用をお断りすることもあり
ますので、ご了承ください。学校区
外のクラブも利用することができ
ますので、詳しくはお問い合わせく
ださい。

受付 5月24日(月)から6月5日(土)ま
での午前9時から午後5時までに
各児童館(日曜・祝休日を除く)へお
申し込みください。

※利用申込に関する書類は、児童館
及び子育て支援課(甚目寺庁舎)で
配布しています。

利用期間 7月21日(水)～8月31日(火)
(日曜・祝休日を除く)

利用時間 午前8時～午後6時30分
※早朝延長利用時間(1日100円)

午前7時30分～8時、午後6時30
分～7時

負担金

●夏休み期間中利用の方
10,000円

●8月のみ利用の方 8,000円

※一世帯で2人以上同時利用の場合
は、2人目以降の利用料金を半額

免除します。

問合先

〔七宝地区〕

七宝児童館

☎・FAX 442・2550

〔美和地区〕

美和児童館

☎・FAX 443・5454

〔甚目寺地区〕

甚目寺中央児童館(甚目寺東小学校)

☎ 442・8036

FAX 443・5461

甚目寺北児童館(甚目寺東小学校)

☎ 445・1367

FAX 445・0346

甚目寺南児童館(甚目寺南小学校)

☎ 443・1753

FAX 443・9992

甚目寺西児童館(甚目寺西小学校・
甚目寺小学校)

☎ 442・0083

FAX 442・3068

子育て支援課(甚目寺庁舎)

☎ 444・3173

FAX 443・3555

募集



保育園会計年度任用職員(保育士)募集

業務内容 保育補助業務

賃金 市の規定に基づき支給

※通勤手当は距離に応じて支給

勤務地 市立保育園

勤務時間 午前7時30分～午後7時

(うち7時間以内勤務、休憩1時間有)、週5日以内

応募資格 保育士資格を有する方

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格の写し

※後日依頼のときに健康診断書

提出先 子育て支援課(甚目寺庁舎)

※書類提出後、面接のうえ決定します。

問合せ先 子育て支援課

☎444・3173

FAX 443・3555

福祉



手当支給日のご案内

5月は特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の支給月です。5月10日(月)に振込み予定ですので、ご確認ください。

問合せ先 社会福祉課

☎444・3135

FAX 443・3555

「シニアいきいきアンケート」

ご回答のお願い

70歳以上の方(要介護・要支援認定者を除く)を対象に「シニアいきいきアンケート」を送付しています。

この事業は、心身機能の低下の兆候を把握し、必要に応じて積極的な介護予防・健康づくりに取り組んでいただくことを目的に実施しています。

質問項目すべてに記入し、同封の返信用封筒で5月7日(金)までに提出していただきますようお願いいたします。

問合せ先 地域包括支援センター(甚目寺庁舎)

☎444・3159

FAX 443・3555

愛知県後期高齢者医療制度協定保養所利用助成のご案内

被保険者皆さんの健康の保持・増進を目的に、次の協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1,000円を助成します(4月1日から翌年3月31日までの1年間で、全保養所合わせて4泊まで助成します)。

※開館状況につきましては、各保養所に直接お問い合わせください。

場所	協定保養所名	電話番号
長野県(王滝村)	おんたけ休暇村	☎0264-48-2111
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	☎0533-68-4696
江南市	すいとぴあ江南	☎0587-53-5555(予約専用番号)
豊田市	豊田市百年草	☎0565-62-0100
三重県(桑名市)	温泉ホーム 松ヶ島	☎0594-42-3330
東浦町	あいち健康の森プラザホテル	☎0562-82-0211

ご利用方法

利用される方は、申込時に協定保養所へ「愛知県後期高齢者医療の被保険者」であることを伝え、宿泊当日、保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証と利用カード(初回利用時に保養所にて交付)を提示してください。精算時に利用料金に対し、1,000円を助成します。

問合せ先 愛知県後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎955・1205 FAX955・1298

赤十字運動月間について

日頃は、日赤あま市地区の事業推進につきまして、ご理解・ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

日本赤十字社では、毎年5月を赤十字運動月間とし、事業活動を支える赤十字会員の増強に努めています。

赤十字の活動は、「災害救護」、「赤十字ボランティア活動」、「救急法などの講習」等があり、こうした活動は、個人、区や町内会、法人の皆様からご賛同いただき、寄せられる活動資金により支えられています。

つきましては、令和3年度もあま市地区として活動資金を募り、こうした活動に対し協力していきたいと考えています。ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

問合せ 日本赤十字社愛知県支部あま市地区事務局(社会福祉課内)

☎ 444・3135

FAX 443・3555

税



確定申告期限延長に伴う

令和3年度市民税・県民税の

納税通知書について

新型コロナウイルス感染症への対応のため、確定申告期限が延長されたことで、延長期間中に提出された確定申告書の申告内容が当初の市民税・県民税の納税通知書に反映されていない場合があります。その場合、後日、変更通知書を送付いたしますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

問合せ 税務課

☎ 444・0509

FAX 445・3856

自動車税種別割の納付をお忘れなく

5月31日(月)は、自動車税種別割の納期限です。

4月1日現在で自動車をお持ちの方に対し、4月30日(金)に県税事務所から納税通知書を発送しますので、お近くの県税事務所、金融機関、コンビニエンスストア等で納付してください(納付場所は、納税通知書の裏面をご確認ください)。

また、パソコンやスマートフォン等

を利用して、クレジットカード(決済手数料がかかります)やインターネットバンキング、スマートフォン決済アプリ(PayPay・LINEPay・PayB)でも納付していただけます。

なお、名義変更や廃車等の手続きを他の人に依頼した自動車については、納税通知書が届いた場合は、それらの手続きが3月末日までに終わっていないことが考えられますので、依頼先にご確認ください。

また、転居等で納税通知書が届かないときは、管轄の県税事務所にご連絡ください。

問合せ 西尾張県税事務所



☎ 0586・453170

Web <https://www.pref.aichi.jp/sos/hiki/zeimu/0000051633.html>

障がいのある方等に対する軽自動車税(種別割)の減免手続きについて

市では身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けている方が所有する軽自動車等で、一定の要件に該当する場合、申請により軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます。

申請手続 減免を希望される方は、

納税通知書が届きましたら、納期限までに納税通知書、車検証、運転免許証、身体障害者手帳等必要書

類を添えて、税務課(本庁舎)まで申請してください。

※障がいの程度、自動車の所有者、運転者等の要件により、減免の可否が異なります。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 税務課

☎ 444・0509

FAX 445・3856

上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等の課税方式の選択について

上場株式等の配当所得等及び源泉徴収口座内の譲渡所得等については、住民税の税額決定通知書・納税通知書が送達される日までに、確定申告書の提出とは別に、市民税・県民税申告書を提出することで、住民税の課税方法(申告不要制度、総合課税、申告分離課税)を選択することができます。

所得税と異なる課税方法を選択する場合は、住民税の税額決定通知書・納税通知書が送達される日までに、市民税・県民税申告書を税務課(本庁舎)まで提出してください。

問合せ 税務課

☎ 444・0509

FAX 445・3856